

内閣参質一一四第三号

平成元年三月十日

内閣総理大臣 竹下 登

参議院議長 土屋 義彦 殿

参議院議員佐藤昭夫君提出海上自衛隊舞鶴基地等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員佐藤昭夫君提出海上自衛隊舞鶴基地等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

舞鶴港を定係港とする護衛艦に搭載される対潜ヘリコプターの整備等を行うための飛行場については、平成元年度において、これに係る所要の調査を行うこととしているところであるが、いまだ舞鶴地区に当該飛行場を設置することについて決定したわけではないので、御質問の当該飛行場の規模等についてお答えできる段階にはない。

三について

第三十五警戒群(経ヶ岬分屯基地)において導入を予定している新型の固定式三次元レーダー装置(FPS-3)は、探知・追尾能力、電子戦能力及び抗たん性の向上を図るものであるが、その具体的な性能等については、事柄の性質上公表することは差し控えたい。

なお、同装置の導入は、舞鶴地区における対潜ヘリコプターのための飛行場の設置と関連を有するものではない。

四について

昭和五十八年から昭和六十三年までの六年間に舞鶴港に入港した米軍艦船の艦船名、艦種、入港及び出港年月日は、次のとおりである。

なお、政府としては、これらの艦船の入港の目的については、米軍の軍隊としての行動に係る事柄であるので、公表することは差し控えたい。

また、これらの艦船が核兵器を積載することが可能な艦船であるかどうかについては、政府として確認する立場にない。

| 艦船名 | 艦種 | 入港年 月日 (昭和) | 出港年 月日 (昭和) |
|---------|-------|-------------------|-------------------|
| ブルー・リッジ | 揚陸指揮艦 | 五九・八・九 | 五九・八・二二 |

五について

(1) 平成元年三月一日現在において舞鶴港を定係港とする自衛艦の艦名及び基準排水量は、次のとおりである。

| | | | | | | | | |
|------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|-------------------------|
| ブル ー リ ッ ジ | パ ー リ ッ ル | ナ ザ ア ソ タ | エ リ オ ッ ト | サ イ ズ | ダ ー タ ー | ノ ッ ク ス | ロ ッ ク ウ ッ ド | カ ー ク |
| 揚 陸 指 揮 艦 | 潜 水 艦 | 補 給 艦 | 駆 逐 艦 | フリ ゲ ー ト 艦 | 潜 水 艦 | フリ ゲ ー ト 艦 | フリ ゲ ー ト 艦 | フリ ゲ ー ト 艦 |
| 六二 ・ 九 ・ 七 | 六一 ・ 四 ・ 三〇 | 六〇 ・ 八 ・ 二三 | 六〇 ・ 八 ・ 二三 | 六〇 ・ 八 ・ 二三 | 六〇 ・ 八 ・ 二二 | 五九 ・ 八 ・ 一三 | 五九 ・ 八 ・ 一三 | 五九 ・ 八 ・ 一三 |
| 六二 ・ 九 ・ 〇 | 六一 ・ 五 ・ 一 | 六〇 ・ 八 ・ 二四 | 六〇 ・ 八 ・ 二四 | 六〇 ・ 八 ・ 二四 | 六〇 ・ 八 ・ 二四 | 五九 ・ 八 ・ 一六 | 五九 ・ 八 ・ 一六 | 五九 ・ 八 ・ 一六 |

| | | | |
|--------------|-------------------------------|------------------|------------------|
| しま か ぜ | あま つ か ぜ | み ね ゆ き | も ち づ き |
| 艦 名 | 基準 排 水 量 (ト ン) | | |
| | 四、六五〇 | 三、〇五〇 | 二、九五〇 |
| | | 三、一〇〇 | |

| | |
|--------|-------|
| ながつき | 三、一〇〇 |
| よしの | 一、五〇〇 |
| ぐまの | 一、五〇〇 |
| いすず | 一、四九〇 |
| いわせ | 一、四七〇 |
| のりと | 五九〇 |
| しらとり | 四四〇 |
| たしと | 三八〇 |
| みやと | 三八〇 |
| 魚雷艇十三号 | 一〇〇 |
| 魚雷艇十四号 | 一〇〇 |
| 魚雷艇十五号 | 一〇〇 |

なお、「しらとり」は昭和六十三年度中に除籍となる予定であり、「よしの」、「ぐまの」、「たしろ」及び「みやと」は平成元年度に他港に定係港を移す予定である。

また、「はまゆき」、「あぶくま」、「じんつう」、「はつしま」及び「えのしま」は、平成元年度に舞鶴港を定係港とする予定である。

(2) 過去六年間に舞鶴港を定係港とする艦艇が参加した日米共同訓練の状況は、別表のとおり

である。

六について

舞鶴地区における対潜ヘリコプターの飛行場の設置については、いまだ決定したわけではない。

なお、旧軍港市転換法(昭和二十五年法律第二百二十号)は、旧軍港市を平和産業港湾都市にふさわしいように建設する計画及びこれを実施する事業並びにこの事業を促進するための国有財産の処分等についての特別の措置等を定めたものであり、自衛隊の施設の設置を禁じたものではない。

また、自衛隊の施設は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を守るため、必要不可欠のものである。

別表

| 訓練名 | 期間 (昭和又は平成) | 参加艦艇名 | | |
|------------------|-----------------|---|---|-------------|
| | | 海上自衛隊 | 米海軍 | |
| 掃海特別訓練 | 59. 7. 20～7. 31 | はやせ、掃海艇26隻 | オキナワ | |
| 対潜特別訓練 | 59. 8. 7～8. 12 | はるな、ながつき、もちづき、やまぐも、まきぐも、あさぐも、はまた、潜水艦1隻 | ロクウツツ、カーク、フロンツス、潜水艦1隻 | 補給艦4隻、潜水艦1隻 |
| 掃海特別訓練 | 60. 2. 15～2. 27 | そらや、掃海艇27隻 | | |
| 掃海特別訓練 | 61. 2. 15～2. 27 | はやせ、そらや、掃海艇31隻 | | |
| 対潜特別訓練 | 61. 6. 8～6. 12 | あまつかぜ、たかつき、もちづき、やまぐも、ゆらばり、おおい、つ、潜水艦2隻 | オーゾンドルフ、カーク、タワース、潜水艦1隻 | |
| 海上自衛隊演習の際の日米共同訓練 | 61. 9. 25～9. 29 | くらま、しらね、あさかぜ、さわかぜ、あまいそゆき、しらくゆき、はまな、やまぐも、まきぐも、あさぐも、はまた | レンジサー、リープス、スタソプレー、バークレー、ホルツ、補給艦4隻、潜水艦3隻 | |
| 掃海特別訓練 | 62. 2. 15～2. 27 | はやせ、そらや、掃海艇20隻 | | |
| 掃海特別訓練 | 62. 7. 19～7. 29 | はやせ、そらや、掃海艇24隻 | | |
| 掃海特別訓練 | 63. 2. 15～2. 27 | はやせ、そらや、掃海艇29隻 | | |
| 掃海特別訓練 | 元. 2. 15～2. 27 | そらや、掃海艇26隻 | | |